2024年10月15日

# 吸収分割に係る事前開示書面

（吸収分割会社：会社法第782条第１項及び会社法施行規則183条に基づく開示事項）
（吸収分割承継会社：会社法第794条第１項及び会社法施行規則192条に基づく開示事項）

福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
日創プロニティ株式会社
代表取締役　石田　徹

福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
日創プロニティ分割準備株式会社
代表取締役　石田　徹

日創プロニティ株式会社（以下、「分割会社」という。）及び日創プロニティ分割準備株式会社（以下、「承継会社」という。）は、両当事者間で締結した2024年10月15日付け吸収分割契約に基づき、2025年６月１日を効力発生日として、分割会社が営む金属加工事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第１項及び会社法施行規則192条に定める事項は以下のとおりです。

１．吸収分割契約の内容

別紙１の吸収分割契約書のとおりです。

２．対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は普通株式97株を新規発行し、その全部を分割会社に対して割当交付いたします。上記の対価は、分割会社が承継会社の完全親会社であるあることを勘案して、分割会社及び承継会社の協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割により承継会社が分割会社から承継する資産等を考慮し、会社計算規則に定めるところに従って計算するものであり、相当であると判断しております。

３．承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

(2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

４．分割会社に関する事項

(1) 分割会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を福岡財務支局に提出しています。

最終事業年度にかかる計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET)」によりご覧いただけます。

(2) 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．吸収分割が効力を生ずる日以降における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収分割において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

（別紙１）




# 吸収分割契約書

日創プロニティ株式会社（以下「甲」という）と日創プロニティ分割準備株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第 1 条　（吸収分割）**

甲は、本契約に定めるところに従い、甲が営む金属加工事業（以下「本事業」という）に関して有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という）。

**第 2 条　（分割当事会社の商号及び住所）**

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

① 甲：吸収分割会社
　商号：日創プロニティ株式会社（2025 年 6 月 1 日付で「日創グループ株式会社」に商号変更予定）
　住所：福岡県福岡市南区向野二丁目 10 番 25 号

② 乙：吸収分割承継会社
　商号：日創プロニティ分割準備株式会社（2025 年 6 月 1 日付で「日創プロニティ株式会社」に商号変更予定）
　住所：福岡県福岡市南区向野二丁目 10 番 25 号

**第 3 条　（権利義務の承継）**

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、甲乙間の最終的な負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。
3. 前二項の定めにかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本吸収分割による承継ができないもの、又は、本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象権利義務から除外することができる。

**第 4 条　（本吸収分割に際して交付する金銭等）**

乙は、本吸収分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 97 株を甲に対して交付する。

**第5条　（乙の資本金及び準備金に関する事項）**

本吸収分割より増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って乙が別途定める。

**第6条　（吸収分割の効力発生日）**

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2025年6月1日とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

**第7条　（競業避止義務）**

甲は、効力発生日以降においても、本事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を行うことができる。

**第8条　（条件変更・解除）**

本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、本契約に定める本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第9条　（株主総会の決議）**

1. 甲は、会社法第783条第1項の規定により、効力発生日の前日までに株主総会の決議によって本契約の承認を受け、本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、株主総会の決議による承認を得ないで本吸収分割を行う。

**第10条　（協議事項等）**

本契約に定めのない事項又は本契約に定める各条項に疑義が生じた場合、その他本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

**第11条　（管轄）**

本契約に関連して甲乙間に生じた一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり合意したので、本契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 15 日

（甲：吸収分割会社）
福岡県福岡市南区向野 2 丁目 10 番 25 号
日創プロニティ株式会社
代表取締役　石田　徹　　(印)

（乙：吸収分割承継会社）
福岡県福岡市南区向野 2 丁目 10 番 25 号
日創プロニティ分割準備株式会社
代表取締役　石田　徹　　(印)

別紙

承継対象権利義務明細

乙が甲から承継する本事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、甲乙が別途合意する資産、債務、契約その他の権利義務については、以下の記載にかかわらず、乙は承継しない。

1. 資産

甲が本吸収分割の効力発生直前において有する本事業に属する一切の資産。但し、甲が有する以下の各号に定める資産を除く。

① 乙の必要運転資金を超える現預金

2. 負債

甲が本吸収分割の効力発生直前において負担する本事業に属する一切の負債。但し、甲が負担する以下の各号に定める負債を除く。

① 法人税、消費税その他公租公課に係る債務

3. 契約等（雇用契約を除く）

甲が本吸収分割の効力発生直前において締結している本事業に属する一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、以下の各号に定める契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務を除く。

① 甲の取締役及び監査役との間で締結した契約
② 甲と会計監査人である如水監査法人との間で締結した会計監査に係る契約
③ その他甲が本吸収分割の効力発生後にグループ経営管理事業を行うために必要な契約

4. 雇用契約

本吸収分割の効力発生直前において本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務を除く。

以上

（別紙２）

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （純資産の部） | |
| 流動資産 | 3 百万円 | 株主資本 | 3 百万円 |
| 現金及び預金 | 3 百万円 | 資本金 | 3 百万円 |
| 資産合計 | 3 百万円 | 負債及び純資産合計 | 3 百万円 |